

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により公告する。

令和元年六月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称及び住所

宮代和戸横町地区土地区画整理事業共同施行者

埼玉県さいたま市北区盆栽町六十七番地二

#### 二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和五年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字横町、字沖野山、字沖後及び字備中岐の各一部、大字国納字横町及び字八河内の各一部

#### 四 土地区画整理事業の名称

幸手都市計画事業宮代和戸横町地区土地区画整理事業

#### 五 事務所所在地

埼玉県さいたま市北区盆栽町六十七番地二

#### 六 施行認可の年月日

令和元年六月七日

#### 七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

#### 八 公告の方法

事務所及び宮代町役場の掲示場に掲示して行う。